

経済産業省

官 印 省 略
20200707資第3号
令和2年7月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運第5号
令和2年7月7日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和2年7月3日から大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和2年7月4日、熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日から大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和2年6月（支払期日が7月4日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年1月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

5. 被災されたお客さま（契約種別が従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

令和2年7月3日から大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（令和2年7月4日、熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日から大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定に基づき、特定小売供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、
葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、
球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、
球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

鹿児島県阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

熊本県宇城市、八代郡氷川町、上益城郡山都町、下益城郡美里町、
天草郡苓北町

宮崎県えびの市、小林市、東臼杵郡椎葉村、児湯郡西米良村

鹿児島県薩摩川内市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町

以 上

経済産業省

官 印 省 略
20200707資第1号
令和2年7月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

契託制第9号
令和2年7月7日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 俊

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上	
		供 給 場 所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

料金その他の供給条件の内容等

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、令和 2 年 7 月 4 日、熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和 2 年 7 月 4 日以降、令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和 2 年 6 月（支払期日が 7 月 4 日以降となるものに限る。）、7 月、8 月および 9 月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和元年 12 月 16 日付け 20191122 資第 18 号認可。以下「託送約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々 1 か月延長する。

（有効期間満了日：令和 2 年 11 月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、託送約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和 3 年 2 月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

4. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

5. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款18（料金）の規定にかかわらず、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和3年1月末日）

6. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の

取付け) (5), 63 (通信設備の施設) (5)および65 (電流制限器等の取付け) (3)の規定にかかわらず, 原則として, その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日: 令和3年1月末日)

7. 供給電力, 供給電圧, 電気方式および周波数その他の事項については, 託送約款によるものとする。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和２年７月３日から大雨による災害により，当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生しました。（令和２年７月４日，熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日から大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し，電気事業法第18条第２項ただし書の規定に基づき，託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県 八代市，人吉市，水俣市，上天草市，天草市，
葦北郡芦北町・津奈木町，球磨郡錦町・多良木町・
湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・
あさぎり町
鹿児島県 阿久根市，出水市，伊佐市，出水郡長島町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

熊本県 宇城市，八代郡氷川町，上益城郡山都町，下益城郡美里町，
天草郡苓北町
宮崎県 えびの市，小林市，東臼杵郡椎葉村，児湯郡西米良村
鹿児島県 薩摩川内市，薩摩郡さつま町，姶良郡湧水町

以 上

経済産業省

官 印 省 略
20200707資第2号
令和2年7月7日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島供給特例承認申請書

契託制第10号
令和2年7月7日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 廣 渡 俊

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により，次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の 供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日 及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和2年7月3日から大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和2年7月4日、熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日から大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）のうち離島供給約款（令和元年8月28日付け届出。）が適用される地域において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和2年6月（支払期日が7月4日以降となるものに限る。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（実施期間満了日：令和2年11月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和3年1月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一で

あること

- (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと

4. 被災されたお客さまが被災後，臨時電灯，臨時電力または臨時電力Ⅰの申込みを行なった場合で，その申込みが令和3年1月末日までに行なわれたときは，その臨時工事費を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

5. 被災されたお客さま（ただし，低圧で供給する場合は，契約種別が従量電灯C，時間帯別電灯，季時別電灯，ピークシフト電灯，高負荷率型電灯，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，低圧季時別電力，臨時電力，農事用電力，深夜電力，第2深夜電力または時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまに限る。）で，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，令和3年1月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

6. 被災されたお客さまが被災後，引込線，計量器，その付属装置，区分装置，通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で，その申込みが令和3年1月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(実施期間満了日：令和3年1月末日)

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

令和２年７月３日からの大雨による災害により，当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生しました。（令和２年７月４日，熊本県および鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用）

このため，災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和２年７月４日以降，令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し，電気事業法第21条第２項ただし書の規定にもとづき，離島供給約款以外の供給条件を設定いたしたく申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県 八代市，人吉市，水俣市，上天草市，天草市，
葦北郡芦北町・津奈木町，球磨郡錦町・多良木町・
湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村・
あさぎり町
鹿児島県 阿久根市，出水市，伊佐市，出水郡長島町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

熊本県 宇城市，八代郡氷川町，上益城郡山都町，下益城郡美里町，
天草郡苓北町
宮崎県 えびの市，小林市，東臼杵郡椎葉村，児湯郡西米良村
鹿児島県 薩摩川内市，薩摩郡さつま町，姶良郡湧水町

以 上

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月7日付け20200707資第3号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年7月7日付け20200707資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和2年7月7日付け20200707資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。